緊急対策!

鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業等事業継続緊急支援給付金の交付について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上げの急減により、経済的打撃を受けた鏡石町内の店舗等に対して、今後の運転経費の一部を給付し事業継続を促すため、事業継続緊急支援給付金を交付します。

【給付要件】
鏡石町内に店舗を構える事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により令和２年２月から４月までの売上げのうち、一月の売上げが前年同月対比で３０％以上（甚大な減収は５０％以上）減収した者又はなると見込まれる者（法人の場合は資本金２，０００万円以下の者に限る）で申請後、３か月以上の事業継続を行う予定の者

【対 象 者】給付要件にある減収のある者で次のいずれかの者
ア　商工会飲食店業部会会員
イ　商工会会員で会員区分上は飲食店業部会以外の部会員であるが、飲食業を営む者
ウ　商工会会員で卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、宿泊業を営む者
エ　商工会未加入者で上記ア～ウと同様の経済活動を行う者
オ　商工会会員で甚大な減収がある者

【給 付 額】１０万円

【申請方法】申請書に記入の上、鏡石町商工会に原則郵送にて申請。

【添付書類】
①　売上高等の実績が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
②　売上高計算表
③　最新の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し
④　通帳の写し
⑤　誓約書

【申請期間】令和２年４月２３日（木）～５月３１日（日）当日消印有効

◎申　請　先　鏡石町商工会　〒969-0404　鏡石町中央２４５

◎問合わせ先　鏡石町商工会（０２４８－６２－２３４０）
（平日　午前９時～午後４時まで）